

委託業務仕様書

1 委託業務名

海外向けプロモーション動画作成業務

2 事業の目的

海外(以下、主に、東アジア及び東南アジアを指す。)における本協議会加盟県(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県)(以下、「4県」という。)の観光の認知度向上及び新型コロナウイルス感染症収束後に、海外から4県へ来県したいという意欲醸成のため、4県の観光の魅力が伝わるプロモーション動画を作成する。

3 事業主体

日韓海峡沿岸広域観光協議会(以下、「日韓協議会」という。)

加盟県:山口県、福岡県、佐賀県、長崎県

事務局:佐賀県観光課(令和2年4月1日～令和4年3月31日)

4 本業務委託期間

契約日から令和4年1月31日まで

5 委託業務内容

(1) プロモーション動画の作成

ア 30秒プロモーション動画 4本(各県1本×4県分)

- ・海外における4県の観光の認知度向上及び海外から4県へ来県したいという意欲醸成のため、4県の観光の魅力が伝わるようなプロモーション動画を作成すること。
- ・30秒という短時間の中で、当該県魅力を充分に引き出して、視聴者の印象に強く残るようなものとする。
- ・想定使用目的は、ビデオオンデマンド内のコマーシャル枠での使用と併せて、海外で実施される旅行博覧会において、放映する際にも、使用できるものとする。
- ・撮影対象については、4県の観光主管課と協議のうえ、選定すること。
- ・画質は4Kを基本とする。

イ 120秒プロモーション動画 1本(30秒プロモーション動画を合わせたもの)

- ・海外における4県の観光の認知度向上及び海外から4県へ来県したいという意欲醸成のため、4県の観光の魅力が伝わるようなプロモーション動画を作成すること。
- ・想定使用目的は、ビデオオンデマンド内のコマーシャル枠での使用と併せて、海外で実施される旅行博覧会において、放映する際にも、使用できるものとする。
- ・画質は4Kを基本とする。

(2) プロモーション画像の作成

上記(1)内ア～イの業務等において、訪れる観光地等の画像素材集

- ・1つの観光地につき、3～5枚程度撮影する。
- ・想定使用目的は、海外で実施される旅行博覧会においての展覧、その他、広くプロモ-

ションに使用できるものとする。

- ・撮影対象については、4県の観光主管課と協議のうえ、選定すること。
- ・写真の解像度は 350dpi 以上とすること。

(3) 納品物

- ア 業務完了報告書 (PDF データ) ※指定様式。ただし、実績報告書については任意。
- イ 電子データによる動画データ (MP4、MOV、WHV 形式等)
- ウ 電子データによる画像データ (JPG 形式)
 - ※写真の解像度が 350dpi 以上のものと、データ容量を 1MG 以内に圧縮したものと 2部納品すること。
- エ CD-R (動画及び画像の電子データを格納したもの) ……5部
- オ その他、当事務局が受注者と合意のうえ、成果物として提出を求めるもの

(4) 納品場所

- ア 電子データ (PDF データ、MP4、MOV、WHV 形式等) による納品物については、メールにて納品すること。ただし、容量が大きい場合 (5MB 以上) は、クラウド経由で納品すること。
- イ CD-R による納品物については、下記事務局に持参すること。
日韓海峡沿岸広域観光協議会事務局
(佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局観光課内)
〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59-6階

(5) 進行管理

業務を確実に遂行できるよう実施計画及び工程表を作成し、進行管理を行うこと。工程表に大きく変更が生じた場合は、その都度工程表を作成し、当事務局に承諾を得ること。

6 契約方法

企画コンペ方式による随意契約

7 成果品の著作権等

ア 発注者が本業務委託により新たに制作した成果物の著作権 (著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む) は、日韓協議会に帰属するものとし、当事務局及び4県は、これらの成果物 (写真、イラスト、文章、データ等) を無償で自由に二次利用できるものとする。同時に、制作者は当事務局及び4県に対して著作者人格権を行使しないものとする。

イ 著作権・肖像権の処理は受注者が適切に行うこととし、二次利用の妨げとならないよう承諾を得ること。

ウ 成果物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者

と協議のうえ、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。

エ この契約にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、佐賀県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守すること。

8 その他の留意事項

ア 本事業に係る一切の費用は、当初の契約額に含むものとする。

イ 委託業務の実施にあつては、当事務局と十分協議し、当事務局の了承を得て行うとともに、責任者を明確にし、業務に係る当事務局及び4県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

ウ 本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。ただし、あらかじめ当事務局に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に関する管理方法等を報告し、書面により承認を得た場合は、この限りではない。

9 本業務委託の委託上限額

4,000,000 円未満（消費税及び地方消費税を含む。）

10 本事業委託の完了報告書の提出

委託業務完了後直ちに、委託業務概要（動画作成概要等）を業務完了報告書により提出すること。また、4県担当者会議にて報告すること。

11 本事業委託の委託料の支払

完了払

12 問い合わせ先

日韓海峡沿岸広域観光協議会事務局 辻

（佐賀県地域交流部文化・スポーツ交流局観光課内）

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59-6階

TEL:0952-25-7098

Mail: kankou@pref.saga.lg.jp